

宮城県白石丸森エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(2017年4月24日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。  
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	「事業計画認定」を申請する際に必要な接続契約書類の入手のタイミングについて伺いたい。	<p>【東北電力株式会社より回答】 説明会資料スライド7に記載のとおり、本プロセスの完了時期が平成30年1月中旬頃を予定しております。本プロセス完了後、優先系統連系希望者（落札者）から契約申込み（系統連系申込）を提出いただき、契約申込みに対する詳細検討後、6ヶ月以内に接続契約を締結することとなります。よって仮に本プロセスがスケジュール通り進んだ場合は、平成30年7月頃までには接続契約に関する書面を送付いたしますので、その書面をもって「事業計画認定」の認可手続きを実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>【補足説明】 改正FIT法において、募集プロセスに参加している場合、接続契約を締結していない場合の設備認定の失効に関する経過措置として、同プロセス完了の翌日から6ヶ月間の猶予期間が設定されており、その期間内に接続契約を締結しないと旧制度の設備認定を維持できません。先の回答においては、詳細検討後の連系承諾について送配電等業務指針（第98条）に記載の内容を意識して約6か月以内との回答となっておりますが、これはあくまで詳細検討期間を最大に要した場合のケースで申上げたものであり、詳細検討に時間を要して経過措置を受けられないこととならないよう、東北電力においても早期回答に鋭意努力していただけるものと承知しておりますので、約6か月というのはあくまで最長ケースであることについてご留意願います。</p>
2	工事費負担金の支払い時期についてどの時期になるのか。	<p>【東北電力株式会社より回答】 接続契約締結時に請求することとしておりますので、仮に平成30年6月に接続契約締結が可能な場合、接続契約に関する書類と併せて請求書を送付させていただきます。なお、原則1ヶ月以内の支払いをお願いしておりますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。</p>
3	風力発電を計画している。従来であれば契約申込み時に「環境影響評価方法書届出の写し」を提出することとなっていたが、当該書類については、本プロセス完了後の契約申込みに対する接続契約締結時に提出すればいいのか。	<p>【東北電力株式会社より回答】 従来、弊社は環境アセスメント法の対象となる風力発電等については、契約申込み時に「環境影響評価方法書届出の写し」の提出をもって受付可とする運用を実施しておりましたが、改正FIT法による認定制度の変更（設備認定⇒事業計画認定）を受け、募集プロセス完了後の契約申込み時における「設備認定通知書の写し」や「環境影響評価方法書届出の写し」の提出は不要といたします。</p>
4	本プロセス応募以降に、建設位置、売電開始日を変更することは可能か。	<p>【東北電力株式会社より回答】 受電鉄塔の位置変更について、その設備工事が他事業者と共用するか否かにより変わりますので、当社へご相談いただく必要があります。他事業者への影響がある場合は、本プロセスへの影響が大きいため、可能な限り本プロセス応募時に精度の高い事業計画で望まれますようお願いいたします。</p> <p>【補足説明】 通常の契約申込みの場合、事業性などを検討して受電位置の変更などについて、個別に対応ができませんが、募集プロセスの場合は個々の変更希望により再算定することとなると、募集プロセスが遅延することにつながるなど、全体への影響が生じるため、原則として変更できないことといたしております。可能な限り事業計画を精査し応募されますようお願いいたします。</p>